

□□□□年分

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」
に関する領収書等明細一覧兼チェックシート

ご記入日 年 月 日

私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」で規定されている「教育資金（《教育資金について》ご参照）」として支払ったことに相違ありません。	お届け印欄

※教育資金について

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。

【文部科学省ホームページ：「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。

《ご注意ください》

領収書等の支払年月日は専用口座からの払出と同じ年であることが必要です。

教育資金管理契約に係る預金口座からの年内の払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払に係る「領収書等」の金額は実際の支払日を含む年（年明け後の年）の「教育資金支出額」とされることにご留意ください。

	お客さま（ご本人）	親権者（お客さまが未成年の場合）
お取引店名		
口座番号		
署名（氏名）		
住所又は居所		
電話番号		

1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧

別紙有

- 記入欄が不足する場合は、別紙「教育資金支払領収書等の提出明細一覧（追加記入用）」にご記入下さい。（別紙有りの場合は、右の「別紙有」欄に○をご記入下さい）

支払先の氏名	支払先の住所	摘要（支払内容）	支払日／期間	領収書等 枚数	金額
学校等への支払い金額合計（=①） ※別紙有の場合は、別紙分も含めた金額をご記入下さい。				枚	円

支払先の氏名	支払先の住所	摘要（支払内容）	支払日／期間	領収書等 枚数	金額
イ) 塾や習い事で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合（注）					
ロ) 学校等で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合					
学校等以外への支払い金額合計（=②） ※別紙有の場合は、別紙分も含めた金額をご記入下さい。				枚	円

総合計（=①+②）		枚	円
-----------	--	---	---

（注）「摘要（支払い内容）」欄には、その内訳（例「〇月分〇〇料として（〇回または〇時間）」等）についても転記してください。

2. 今回ご提出いただく「1」の「領収書等」チェック表（該当する場合は、「お客さまチェック欄」に「✓」チェックしてください）

	チェック項目	お客さま チェック欄	銀行使用欄
(1)	「1」の記載内容にお間違いはないですか	<input type="checkbox"/>	
(2)	「領収書等」は、すべてご本人の「教育資金」として「学校等」または「学校等以外の者」に直接支払ったご資金ですか。	<input type="checkbox"/>	
【「領収書等」のうち領収書について】			
※ (3)	A. 領収書には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）（注①）、摘要（注②）が記載されていますか。 （注①）住所（所在地）の表示があるホームページを印刷したものを提出いただくことも可能です。 （注②）資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また「1」の「イ」の領収書については、資金使途に加えて、その内容（例「〇月分（〇回または〇時間）」）についても記載されている必要があります。	<input type="checkbox"/>	
	B. 領収書は原本をご提出いただいていますか。	<input type="checkbox"/>	
【「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する書類」（注）について】			
（注）「支払の事実を証する書類」 ①金融機関に振り込み場合、振込依頼書兼受領書（切り取り型の場合は受領書部分）、ATMご利用控え（ATMで振込みした場合）、インターネットバンキングの振込み完了画面を印刷したもの（インターネットバンキングで振込みした場合） ②口座振替で支払う場合：引落しが確認できる通帳のコピー ③クレジットカード引き落としで支払う場合：クレジットカード利用明細と引落しが確認できる通帳のコピー、WEBの画面（WEBによる利用明細の場合） ④月謝袋に現金を入れて支払う場合：月謝袋			
※ (4)	A. 「支払の事実を証する書類」には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）（注①）、摘要（注②）が記載されていますか。 （注①）住所（所在地）の表示があるホームページを印刷したものを提出いただくことも可能です。 （注②）資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また「1」の「イ」の領収書については、資金使途に加えて、その内訳（例「〇月分（〇回または〇時間）」）についても記載されている必要があります。	<input type="checkbox"/>	
	B. ご提出いただいた「支払いの事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出はありませんか（過去提出分を含む）。	<input type="checkbox"/>	
(5)	「1.」の「ロ」の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」（注）をご提出いただいていますか。 （注）年度や学期の始めに配付されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。	<input type="checkbox"/>	
(6)	「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 （注）「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書等」の対象外になりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>	
(7)	領収書等の持参がなく、請求書等の原本の提示を受け出し、翌年領収書等を持参いただいた場合「領収書等」の日付は、昨年1月1日以降のものですか。 （注）一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となります。また、教育資金贈与非課税措置を受けるための口座に最初の預入日より前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>	
(8)	領収書等の持参がなく、請求書等の原本の提示を受け出し、翌年領収書等を持参いただいた場合「領収書等」のご提出が、支払年月日の属する年の翌年3月15日を過ぎていませんか。 （注）支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>	

※「(3)」、「(4)」については、学校等に対する支払の場合で、領収書等または支払の事実を証する書類では、摘要（支払内容）が明らかでない場合には、当該領収書等または支払の事実を証する書類に受贈者自身が摘要（支払内容）を記載し、受贈者自身が署名または押印したものを提出いただくことも可能です。

学校等に対する支払に限っては、支払先の住所（所在地）の記載がなくても補記は不要です。

学校等以外の支払で、領収書等に支払先の住所（所在地）の記載漏れがあった場合には、住所（所在地）を受贈者自身が記載し、受贈者が署名又は押印したものを提出いただくことも可能です。

・受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、学校等以外（塾や習い事等）に支払われる金額で、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供または指導に係る物品の購入費及び施設の利用料については、教育資金支出額の対象外となります（教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講する費用は対象となります）。

店番・店名	検印	印鑑照合	担当	特記事項